

○大江町定住促進住宅新築支援事業実施要領

令和3年4月1日

(目的)

第1条 町長は、大江町定住促進住宅新築支援事業住宅ローン補助金の交付対象となる補助事業を定めるため、本要領を策定する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象住宅 自己の居住の用に供するための住宅（併用住宅にあつては居住の用に供する部分）であつて、新築若しくは建築後使用されたことのないもの及び当該住宅の存する宅地をいう。
- (2) 補助事業 町内において補助対象住宅を新築または取得すること。

(補助対象者)

第3条 本事業による補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助事業を行う者で次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 補助事業を行う年度の末日において満45歳以下であること。
- (2) 納付すべき税を滞納していないこと。
- (3) 令和3年4月1日以降に補助対象住宅に入居する見込であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(事業計画)

第4条 補助対象者は、本事業による補助を受けようとするときは、大江町定住促進住宅新築支援事業計画承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 公簿等の閲覧同意書（様式第3号）
- (3) 建築工事見積書の写し
- (4) 建築工事図面
- (5) 着工前写真

(事業計画の承認)

第5条 町長は、補助対象者から前条の事業計画書の提出を受けたときは、その内容を精査し、補助事業に適合すると判断した場合は、大江町定住促進住宅新築支援事業計画承

認書（様式第4号）をもって当該補助対象者に通知する。

（事業計画の変更）

第6条 補助対象者は、前条の事業計画書の承認を受けた後に事業計画を変更するときは、大江町定住促進住宅新築支援事業計画変更承認申請書（様式第5号）により、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、その結果を補助対象者に通知する。

（実績報告）

第7条 第5条の事業計画書の承認を受けた補助対象者は、当該補助事業が完了したときは、大江町定住促進住宅新築支援事業実績報告書（様式第6号）に、下記の書類を添えて提出しなければならない。

- （1）建築工事請負契約書又は売買契約書の写し
- （2）当該補助事業に係る領収書の写し
- （3）金融機関からの借入金額が明記された書類

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。